

2 評価結果

(1) 教育委員会の活動及び会議運営状況評価

平成 26 年度 教育委員会の活動と会議運営の状況評価

項目	(1) 教育委員の活動	主管課	教育総務課										
制度概要	<p>(1) 教育委員は、レイマン（学識・経験が豊かで人格が高潔だが教育の専門家ではない者）と、教育長の計5名（条例により県・市は6名可）で構成する。また、委員の中に保護者を含まなければならないとされている。小城市教育委員会は教育委員6名（うち女性委員1名、保護者代表1名）で構成されている。</p> <p>(2) 教育委員は、市長が議会の同意を得て任命している。</p> <p>(3) 委員長は、1年任期で、毎年教育委員の中から選挙により選出する。</p> <p>(4) 教育長は、委員長以外の教育委員から教育委員会が任命する。</p> <p>(5) 教育委員会が会議を通して合議で決定した事項を、教育長が事務局を指揮監督して執行する。</p> <p>(6) 新教育委員会制度が平成27年度から始まる。小城市教育委員会は、現教育長の任期期間中は、現行の教育委員会制度で運用していく。</p>												
取組状況及び成果等	<p>(1) 『小城市教育振興基本計画』を平成25年2月に策定し、小城市教育の目指す指針を決定し、これを基本に事業を推進している。</p> <p>(2) 『小城市教育の基本方針』を当初予算編成時に決定し、新年度当初からの業務遂行指針とした。</p> <p>(3) 第三者評価委員会の開催時期を早めて12月議会までに報告し、次年度業務にかかる企画立案、予算要求に反映させた。</p> <p>(4) 教育委員（教育長を除く）の研修会、視察、各種行事等への参加、学校や保育園・幼稚園の行事については、教育委員の負担軽減のため、割り当てによる参加を促した。</p> <p>① 研修・視察 新教育委員会制度に向けた研修会、福津市教育委員会（福津市ドリームプラン・コミュニティスクール）、市町村教育委員会研究協議会第2ブロック（大分県別府市）、県市町教委連研修、人権同和教育推進等各種研修会</p> <p>② 業務の説明・研究発表会等 学校長による学校経営説明会、小城市学力向上研究発表会等</p> <p>③ 小・中学校、幼稚園、保育園の訪問 経営状況・授業参観、研究討議、問題点・課題検討</p> <p>④ 学校・幼稚園・保育園行事への参加 小・中学校・幼稚園・保育園等の入学・卒業式、入園・卒園式、運動会・中体連及び文化祭等の各種行事</p> <p>⑤ 文化・体育行事への参加・激励 遺跡発掘現地説明会、石本秀雄展、ふるさと芸能まつり、市民体育大会、県民体育大会、県内一周駅伝、市内4町民運動会 等</p> <table border="1" data-bbox="384 1659 1390 1809"> <thead> <tr> <th>教育委員行事出席数 (延べ件数、教育長は常勤のため除く)</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出席した行事数</td> <td>509</td> <td>494</td> <td>502</td> <td>442</td> </tr> </tbody> </table>	教育委員行事出席数 (延べ件数、教育長は常勤のため除く)	23年度	24年度	25年度	26年度	出席した行事数	509	494	502	442		
教育委員行事出席数 (延べ件数、教育長は常勤のため除く)	23年度	24年度	25年度	26年度									
出席した行事数	509	494	502	442									

課題と反省点	<p>(1) 女性委員の登用を検討していく必要がある。</p> <p>(2) 教育委員会所管の施設のうち社会教育施設の視察は殆どできなかった。</p> <p>(3) 教育委員会事務局職員や学校職員との意見交換会は実施できたものの、保護者の意見を直接聞く場を設定できなかった。まずはPTA役員と教育委員、社会教育委員との意見交換会等の開催が必要である。</p>
自己評価	<p>A 達成 B おおむね達成 C やや不十分 D 不十分</p>
評価委員会による評価	<p>『小城市教育振興基本計画』『小城市教育の基本方針』に基づき、研修会、視察、各種行事等への多数回参加、並びに第三者評価委員会の開催時期を早めるなど、業務を効率よく行っている。</p> <p>教育委員の女性登用については、今後も努力して行って欲しい。</p> <p>また、教育委員会と保護者の意見を聞く場が設定出来なかったとあるが、昨今の問題山積の時であり、PTA役員、社会教育委員、保護者との意見交換の場の設定は是非作っていただきたい。</p>
評価判定	<p>A 達成 B おおむね達成 C やや不十分 D 不十分</p>
評価を踏まえた平成27年度以降の取組の方向性	<p>次年度の教育委員会の方針（方向性）を示すために、小城市の教育大綱及び小城市教育振興基本計画に基づき、早めに協議し、決定していく。</p> <p>また、教育委員としての知識習得のため、各種研修会等に積極的に参加すると共に、行事等への参加については、教育委員間の調整を図り、負担の軽減に努める。</p> <p>教育委員の女性登用については、今後も引き続き努力していく。</p> <p>PTA役員、社会教育委員、保護者との意見交換の場の設定については、時期・開催方法等について検討していく。</p>

項 目	(2) 教育委員会の会議運営	主管課	教育総務課															
制度概要	<p>教育の機会均等、教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育に関する施策の策定・実施、その実施にかかる財政上の措置などを実施する合議制の執行機関として教育委員会が設置され、その会議において、教育行政に関する基本方針等を決定する。</p> <p>〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議は委員長が招集し、委員の過半数の出席を要する。 ・会議は原則公開であるが、人事案件その他の事件については公開しないことができる。 ・教育委員会は、教育委員会規則で会議の運営に関する事項を定め、執行している。 <p>(参考)</p> <p>〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による新教育委員会制度の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から施行。ただし、小城市教育委員会は、現教育長の在任期間中は現行の教育委員会制度で運用していく（法的に認められているものである）。 ・教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置。 ・市長が召集し、主宰する「総合教育会議」を設置する。この総合教育会議は、平成 27 年度に設置する必要がある。 ・教育に関する「教育大綱」を総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整して、市長が策定することとなっている。 ・新教育委員会制度に移行しても、教育委員会は引き続き教育行政の執行機関であり、政治的中立性を確保されている。 <p>〔小城市教育委員会会議規則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会は、毎月第 4 木曜日に開催する。（特別の理由があるときは、変更可能） ・臨時会は、委員長が必要と認めた場合、又は委員の 2 名以上から書面により請求があった場合に開催する。 ・会議は委員長の宣言により開会し、議題の論議の後、採決される。 																	
取組状況及び成果等	<p>(1) 定例会 12 回（原則、毎月第 4 木曜日）、臨時会 7 回（4/4、5/16、8/6、8/14、9/26、9/30、3/10）を開催した。</p> <p>(2) 議案や会議資料等は、事前にメールで各委員へ送信し、資料を確認して委員会へ出席しているので会議の進行もスムーズで、合議制の教育委員会を重視したものとなっている。</p> <p>(3) 平成 26 年度中の委員会で、議決事項 93 件、協議事項 4 件、報告事項 43 件、選挙事項 2 件について、議案審議及び報告を行い、教育行政の推進に努めた。</p> <p>(4) 会議は原則公開とし、傍聴の機会を提供しているが、昨年度は、傍聴者が述べ 3 名だった。会議録については、毎月ホームページで公開するとともに、4 公民館、こども課・学校教育課の窓口に配置し、情報公開している。</p> <table border="1" data-bbox="363 1756 1291 1910"> <thead> <tr> <th>会議回数</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定例教育委員会</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>臨時教育委員会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>			会議回数	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	定例教育委員会	12	12	12	12	臨時教育委員会	5	5	10	7
会議回数	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度														
定例教育委員会	12	12	12	12														
臨時教育委員会	5	5	10	7														

	<table border="1"> <tr> <td>決議・承認件数</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>議決した議案数</td> <td>62</td> <td>51</td> <td>45</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>承認した報告数</td> <td>42</td> <td>51</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> </table>	決議・承認件数	23年度	24年度	25年度	26年度	議決した議案数	62	51	45	93	承認した報告数	42	51	43	43
決議・承認件数	23年度	24年度	25年度	26年度												
議決した議案数	62	51	45	93												
承認した報告数	42	51	43	43												
課題と反省点	<p>(1) 小城市教育委員会は、こども課が福祉部門まで担当していたため、その事務事業に係る要綱改正や予算など管轄範囲が広い。特に、国が、子どもを対象とした施策を大きく変更している時期にあり、その制度改正、システム改修など予算も大きく変わってきたため、多くの議案を審議した。</p> <p>(2) 会議の傍聴者について、前月の会議で翌月日程を決め、すぐにホームページ公開はしているものの、なかなか傍聴につながっていない。</p> <p>(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育委員会制度への理解と総合教育会議について、市長及び市長部局と協議、調整が必要である。</p>															
自己評価	A 達成 B おおむね達成 C やや不十分 D 不十分															
評価委員会による評価	<p>平成25年度の今後の取組の方向性で傍聴者を増やすための広報について、「いろいろな方法を検討し、周知を図っていく。」とあるが、どのような方法が検討されたのか、又、傍聴者の増加はどうだったのか。</p> <p>地教行法の改正により、教育行政の在り方が時代の変化とともに大きく変わろうとしている。戦後民主主義の特徴として、地方分権化などの考えもあり、一般行政は教育行政に介入しないという不問律があったが、今日に至ってその考え方も変化し、一般行政、教育行政が一体化していこうとしている。</p> <p>全国や県の平均以上の定例会、臨時会を開催し、議案や会議資料等を事前にメール送信し、効率的に合議制の運営など、小城市の教育委員会における教育委員さんの活動実績は目を見張るものがある。幼稚園保育園及び学校訪問をはじめ、いろいろな行事に積極的に参加され、諸会議における提言も多い。教育委員達を中心として教育委員会は、百年の教育大計を見据え、行政への提言をお願いしたい。</p> <p>会議録を毎月ホームページで公開していることはとても良いと思うが、会議の開催、傍聴が可能だという周知がまだまだ不十分のように感じる。会議の傍聴者を増やすためにPTA役員会や自治会などを通しての一般市民への呼びかけは出来ないだろうか。</p>															
評価判定	A 達成 B おおむね達成 C やや不十分 D 不十分															
評価を踏まえた平成27年度以降の取組の方向性	<p>教育委員会会議の開催については、タイトなスケジュールの中ではあるが、今後も各課との連絡調整を深め、スムーズな会議運営に努めていくと共に、市長部局との連携も深めていく。</p> <p>教育委員会開催の周知については、広報を含め、いろんなところで周知すると共に、引き続き小城市ホームページのトップページに掲載していく。</p> <p>傍聴者については、26年度中は微増であったが、「傍聴が出来る事を知ってはいるが、傍聴に行くのは気後れがする」という声もあり、情報発信の機会を増やすことと合わせて、傍聴者を増やすよう努めていく。</p>															